

南島原市監査委員公表第5号

令和4年2月7日に提出された住民監査請求に基づく勧告にかかる措置の実施について、南島原市長から令和4年6月7日付けで通知があったので、地方自治法第242条第9項の規定により公表します。

令和4年6月13日

南島原市監査委員 宮崎 太

南島原市監査委員
職務執行者 吉田 幸一郎

講じた措置の内容

3南監第142号による勧告

建設部 管理課

勧告内容	講じた措置の内容
<p>本件請求のうち、当該橋梁が、無許可占有状態でありながら是正措置をしないことについては、条例に基づいた事務の執行が行われていないことから、違法または不当な「公金の賦課または徴収を怠る事実」に当たると認められるため、令和4年6月7日までに、当該橋梁の設置者に対し条例に基づき占有許可申請を行わせたうえで、占有料を賦課、徴収するなどの是正措置を行うよう勧告する。</p>	<p>本件是正勧告を受け、次のとおり措置を講じました。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和4年5月6日、設置者を訪問のうえ、改めて、条例に基づいた事務上の申請の必要性を説明・令和4年5月19日付けで、申請書を受理・令和4年5月24日、「法定外公共物占有許可」を決定・占有料については、「農地間の通路として利用を行うもの」であることから、他の免除案件（農地進入路など）と同様に、本市法定外公共物管理条例第15条第1項第3号による「免除」を決定・令和4年6月1日、設置者を訪問のうえ、「法定外公共物占有許可通知書」手交 <p>したがって、本件占有料の賦課、徴収事務は発生しないため、勧告に基づく是正措置は完了しました。</p>